

令和元年台風19号被害に関する会長声明

令和元年10月12日から同月13日にかけて、台風19号が大型で強い勢力を維持したまま東日本を通過したことにともない、日本各地で記録的な暴風雨による被害が発生しました。

その被害の状況は、今なお確定していないものの、同月20日時点での報道によれば、死者80名、行方不明者11名、負傷者397名という甚大な人的被害が発生したのみならず、71河川、135か所で堤防が決壊し、各地で土砂災害も発生し、約5万2400棟以上が浸水被害に遭うなど、物的被害も甚大なものとなっています。

ここに、亡くなられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた多くの皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

青森県内においても、負傷された方、床上・床下浸水に伴う被害に遭われた方々が相当数おられます。

当会は、青森県内において被害に遭われた方々に対してのみならず、全国各地において被害に遭われた方々が適切かつ十分な支援を受け、一日も早い生活再建が達成できるよう、日本弁護士連合会、東北弁護士会連合会、各弁護士会等と連携、協力しながら、法的支援活動に尽力する所存です。

2019年（令和元年）10月21日

青森県弁護士会

会長 山内 賢二